

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【酒類総合研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式1において明朝体で記載しているもの及び様式2において灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	財務省
法人名	酒類総合研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたものはないが、第3期中期目標期間(平成23年4月～平成28年3月)において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 特許(知的財産権)については、第3期中期目標期間中に、特許保有に関する規程を整備し、保有の目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減等に努めることとしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 第3期中期目標期間において、東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化財的価値にも配慮した上で、その在り方を検討することとしており、東京都、北区等の関係機関に施設の文化財的価値について相談を行っているところである。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 第3期中期目標期間において、保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行うこととしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成24年度において、随意契約の金額基準を超えて随意契約した「上下水道供給業務」等4件及び少額随意契約を除き、一般競争入札を実施している。 また、一般競争入札に占める一者応札の割合は、平成23年度の29.7%(11件)と比較して24年度は23.5%(8件)に減少した。</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等275,043千円(93.6%)、競争性のない随意契約18,784千円(6.4%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等40件(90.9%)、競争性のない随意契約4件(9.1%)</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等214,085千円(80.0%)、競争性のない随意契約53,550千円(20.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等37件(86.0%)、競争性のない随意契約6件(14.0%)</p> <p>【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争233,562千円(92.9%)、競争性のない随意契約17,757千円(7.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争34件(89.5%)、競争性のない随意契約4件(10.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>—</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>該当なし (注) ただし、本件については、平成23年6月3日付事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」に基づき、入札公告等への記載を行うなど適切に対応している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 第3期中期目標期間において、研究・調査業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討することとしている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ ア) 調達に係る仕様は、研究に必要な要件を満たす必要があり、調達の都度見直しをしている。 ○ イ) 調達にあたっては、効率と価格を考慮した上でやっている。 ○ ウ) インターネット及び物価資料等から適正価格の把握に努めるとともに、他の独立行政法人の事例等を参考としている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 外部へ委託した方が効率的な分析については、民間開放の観点から民間分析機関へ委託したり、酒類総研への分析依頼についても、民間での実施が可能なものについては、民間分析機関等を紹介している。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 法人独自の取組として、調達については、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画に基づく効率化の取組を進めている。その他、監事による監査を受けているほか、外部有識者で構成する契約監視委員会(年2回開催)において点検を受けるなど内部統制の強化に取り組んでいる。「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)においてもこれらの考え方が求められている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 常勤役職員の給与及び退職手当について、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に準じた削減を実施している。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ ア) 国からの出向者以外に独自に採用することで指数の低減に努めている。なお、国家公務員の給与規程に準じた給与規程で本俸・諸手当を支給しているが、地方(広島)に所在するため、その地域の組織(地方支分部局)と比較した場合、本部組織である酒類総研は役付職員の割合が高いこと等から、地域・学歴勘案では指数が高水準となる場合がある。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	—
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 総務大臣の定めるガイドラインに基づき、6月末に公表している。

<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 第3期中期計画において、酒類総研の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むこととしており、監事による監査及び財務省独立行政法人評価委員会に対し給与水準に関する資料を提出し事後評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費(平成23年度については人件費(退職手当等は除く。))を含み、平成24年度以降については人件費(退職手当等を含む。))を除く。)の削減に努めることとし、一般管理費については前年度予算額に対して、平成23年度は3.3%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上、業務経費については前年度予算額に対して、平成23年度は9.7%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上の削減を行う。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費等及び職員諸手当については、国家公務員に準じた取扱いとなるよう、規程等の整備の徹底を図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費(平成23年度については人件費(退職手当等は除く。))を含み、平成24年度以降については人件費(退職手当等を含む。))を除く。)の削減に努めることとし、一般管理費については前年度予算額に対して、平成23年度は3.3%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上、業務経費については前年度予算額に対して、平成23年度は9.7%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上の削減を行う。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、内部統制の充実・強化については、酒類総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、内部監査体制を整備するとともに、リスクマネジメントの適切な実施に努めている。 具体的には、定期的な「遺伝子組換え安全委員会」の開催、「コンプライアンス推進規程」を策定して対応するなど取組を進めている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する講習について、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考えに基づき実施することとしている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、酒類の品質評価、酒類及び酒類業に関する講習については、業界団体との共催による実施を更に推進し、民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催化により実施しているものについては、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて協議を行ってきた。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間において、特許(知的財産権)については、特許保有に関する規程を整備し、目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努めることとしている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 酒類総研設立時(平成13年4月)より、酒類製造に関して高い見識を持つ外部有識者からなる「研究開発評価委員会」(飯島信司名古屋大学大学院教授ほか6名で構成)を設置し、研究・調査業務について、効果的な外部評価の仕組みを導入しており、理事長がこの評価結果を活用し、研究開発資源の配分の見直し、研究計画の適正化を行い、業務運営に適切に反映している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究開発評価委員会において、研究開発の進捗よく状況を把握し、進め方の見直し(継続・変更・中止等の決定)、研究開発資源の再配分の決定等を目的に評価する中間評価を実施している。また、本委員会の評価結果については、国民に分かりやすい形で情報提供し、ホームページ上で積極的に公開している。</p>

No.	9	所管	財務省	法人名	酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。	2a	受託分析や浮ひょうの校正については、民間で実施すべきものは他の民間機関を紹介することとし、また、国税庁から依頼のある放射能分析などについては、適切に対応するため分析機器の整備を図ることで、分析・鑑定業務の重点化をしており、税務行政に直結する業務を着実に実施している。	今後も引き続き、国税庁の税務行政に直結する業務に重点化することとしている。
02 品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。	2a	酒類の品質評価及び酒類製造者を対象とした講習については、業界団体との共催による実施を更に推進し、民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催化により実施しているものについては、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて協議を行ってきた。	民間による単独実施に向けた協議における業界団体からの指摘も踏まえ、更に検討していく。
03 講習						
04 研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。	2a	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる「酒類の品目判定等」、「酒類の安全性の確保」等を目的とした研究等に重点化し、平成23年4月から実施している。また、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進している。研究・調査関係経費は22年度には266百万円だったものを23年度は243百万円、24年度は242百万円、25年度は240百万円に減額している。	今後も引き続き、分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究等に重点化することとしている。また、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を引き続き推進することとしている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。	2a	第3期中期目標期間において、東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化財的価値にも配慮した上で、その在り方を検討することとしており、東京都、北区等の関係機関に施設の文化財的価値について相談を行っているところである。	東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化財的価値の結論を踏まえ、その在り方を引き続き検討する。

No.	9	所管	財務省	法人名	酒類総合研究所
-----	---	----	-----	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
		該当なし			